

# 年金記録の

# 「よくある相談事例」

みんなが知りたい「あんなこと」「こんなこと」



## 国民年金記録

**Q.** 年金手帳では「昭和35年10月1日加入」となっているのに、日本年金機構の年金記録では「昭和36年4月1日加入」とあります。なぜですか？

**A.** 国民年金保険料の納付が始まったのは「昭和36年4月」からです。昭和35年10月から昭和36年3月までは国民年金法の準備期間で、実際に保険料を納めていただくようになったのは昭和36年4月からです。そのため、年金加入記録では「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

**Q.** 結婚してサラリーマンである夫の被扶養者になりましたが、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録がもれています。なぜですか？

**A.** 国民年金第3号の制度が始まったのは「昭和61年4月」からです。

昭和61年3月までは、厚生年金保険等の被用者年金制度<sup>※1</sup>加入者の配偶者の方には、国民年金への強制的な加入義務はなく、申出により加入できる「任意加入」となっていました（任意加入をしていなくても「カラ期間（合算対象期間）」<sup>※2</sup>として年金の受給資格期間に含めることができます）。

※1 厚生年金保険、船員保険、共済組合等民間企業や官公庁等に雇用されている人が加入する年金制度のことです。

※2 受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

**Q.** 国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？

**A.** ご主人のお給料から天引きされているわけではありません。

国民年金第3号被保険者<sup>※3</sup>の方の保険料は配偶者の加入する被用者年金制度から拠出金として負担しており、ご主人がご夫婦二人分の保険料を納めているわけではありません。

※3 国民年金第3号被保険者の期間は「保険料納付済期間」となります。

**Q.** 厚生年金をかけている夫に扶養されている妻も、厚生年金に加入しているのではないのでしょうか？

**A.** 厚生年金保険の加入者は、働いているご本人だけです。

厚生年金保険加入者の被扶養配偶者は、昭和61年3月までは国民年金の任意加入被保険者<sup>※4</sup>として、昭和61年4月以降は、国民年金第3号被保険者として加入<sup>※5</sup>していただくことになっています。

※4 任意加入の手続きをされていない場合は、「カラ期間（合算対象期間）」になります。「カラ期間」は、受給資格期間の計算には反映されるが、年金額には反映されない期間のことです。

※5 夫婦の一方が第3号被保険者に該当した時は、配偶者の勤務する会社の事業主経由で年金事務所に届出が必要です。

**Q.** 国民年金は20歳から加入すると聞いています。私は、大学生であった平成2年8月に20歳になりましたが、国民年金の加入が平成3年4月からとなっているのはなぜでしょうか？

**A.** 学生の国民年金加入が義務づけられたのは「平成3年4月」からです。

大学等の学生の場合は、平成3年3月まで20歳以上であっても国民年金は任意加入でした。しかし、国民年金に加入していない期間に発生したケガや病気では障害年金の対象にならないこともあり、平成3年4月1日から国民年金の加入を義務づけることになりました。

**Q.** 私の年金記録を見ると、会社を退職してから再就職するまでの期間は国民年金が未加入となっています。この期間は妻が会社勤めをして、私は家事をしていました。国民年金は未加入のままで仕方がないのでしょうか？

**A.** 国民年金第3号被保険者に該当する可能性があります。

昭和61年4月1日以降、配偶者が厚生年金保険等に加入しており、その被扶養配偶者になっていた期間、またはご本人の所得が一定未満の額<sup>※6</sup>であった場合は「国民年金第3号被保険者該当届」（2年以上過去の期間の場合は、「国民年金第3号被保険者の特例届」）を提出すると、その期間は国民年金第3号被保険者期間に該当し、保険料納付済期間となります。

詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。

※6 第3号被保険者の認定年収標準額

（単位：円未満）

	一 般	障害者
昭和61年 4月 ～ 昭和62年 4月	90万円	150万円
昭和62年 5月 ～ 平成 1年 4月	100万円	150万円
平成 1年 5月 ～ 平成 3年12月	110万円	160万円
平成 4年 1月 ～ 平成 4年 3月	120万円	160万円
平成 4年 4月 ～ 平成 5年 3月	120万円	170万円
平成 5年 4月 ～	130万円	180万円

**Q.** 働いていれば厚生年金に加入すると聞いています。昭和50年から3年間ほど旅館で働いていましたが、自分の年金記録を確認するといつも「ない」と言われます。記録もれではないでしょうか？

**A.** 旅館等サービス業の厚生年金加入は「昭和61年4月」からです。

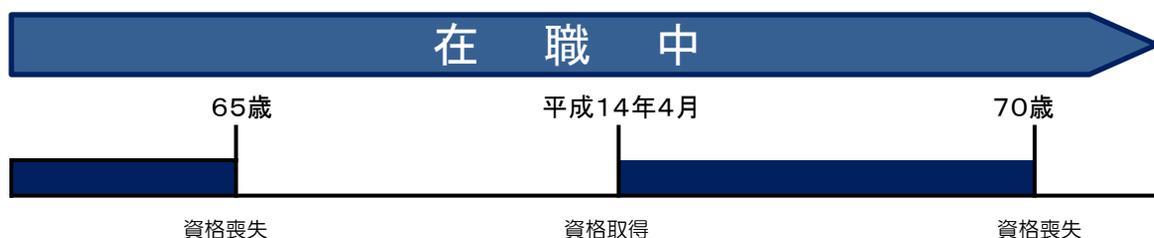
厚生年金保険法では、これまで徐々に適用（加入）業種の拡大を行ってきました。旅館等サービス業が厚生年金の強制加入の対象となったのは、昭和61年4月からです。

**Q.** 65歳以降も引き続き勤務していたのに、厚生年金記録を確認すると65歳で退職した扱いになっているのはなぜでしょうか？

**A.** 厚生年金保険に加入できる年齢には「上限」があります。

昭和61年4月から平成14年3月までは、厚生年金保険に加入できたのは65歳までであったため、65歳以降も引き続き会社にお勤めであっても厚生年金保険の記録はありません（健康保険のみ加入となります）。

平成14年4月1日以降は、70歳まで加入できるようになったため、当時65歳以上70歳未満（昭和7年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方）で在職中の方は、平成14年4月1日から再加入となっています。



**Q.** ねんきん定期便に記載される標準報酬月額と給与明細を見比べると、給与は残業代などで毎月変動しているのに、標準報酬月額が変わっていません。なぜでしょうか？

**A.** 標準報酬月額の変更は原則1年に1回（9月）です。

標準報酬月額は、毎年4月～6月に支払われた給与総額（税引き前）の平均で9月に決定し<sup>※7</sup>、その後は基本給や諸手当などの固定的賃金<sup>※8</sup>の大幅な変動<sup>※9</sup>がなければ変更されません。したがって、実際にその月に受け取っていた給与額と異なる場合があります。

※7 平成14年までは、5月～7月の給与総額の平均により10月に標準報酬月額を決定していました。

※8 毎月決まって定額で支払われる賃金（基本給、扶養手当、通勤手当等）を指します。

※9 変動月から3ヵ月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額が2等級以上の差がある場合のことです。

**Q.** 平成15年3月以前の賞与の記録がないのはなぜですか？

**A.** 平成15年3月以前の賞与は、年金額計算に含まれないからです。

年金加入記録では、年金額計算の基礎となる記録をお知らせしています。  
平成15年4月以降は、総報酬制の導入により、賞与も「標準賞与額」として記載しています。

**Q.** 私の年金記録では脱退手当金を受けたことになっていますが、退職時に一時金を受け取った覚えはありません。この年金記録を確認するにはどうすればよいですか？

**A.** 年金事務所に記録の再調査・確認をお申し出ください。

厚生年金加入記録に脱退手当金を受け取った記録のある方で、働いていた当時の記録の確認結果に疑問がある場合には、お近くの年金事務所にご相談ください。  
年金事務所を通して第三者委員会<sup>※10</sup>への申し立てができます。

※10 年金記録の訂正の要否を判断するための調査・審議を行う組織であり、総務省に設置されています。

**Q.** 年金手帳が複数ありますが、わたしの年金記録は大丈夫でしょうか？

**A.** 現在は一つの基礎年金番号で記録を管理しています。

平成9年から、厚生年金保険や国民年金等の記録は一つの基礎年金番号で管理しています。

年金手帳を複数お持ちの場合は、年金の請求手続きをする際に記録がもれる可能性がありますので、必要な手続きについて年金事務所にご相談ください。

## 共済記録

**Q.** ねんきん定期便やねんきんネットには、共済の加入記録が記載されていませんがなぜでしょうか？

**A.** 共済組合の加入記録は保険者（共済組合等）が管理しているからです。

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の記録は保険者である共済組合等が管理をしています。

日本年金機構では、共済組合等から加入記録の情報提供を受け、基礎年金番号に共済記録を順次、収録しています。共済の加入記録を確認される場合は、ご加入の共済組合等におたずねください。